

平成 2 1 年度

第 3 回東京都食品安全審議会検討部会

日 時：平成 2 1 年 6 月 2 4 日（水）午後 2 時～

場 所：東京都庁第一本庁舎 3 3 階 特別会議室 S 1

午後 1 時 5 7 分開会

【中村食品監視課長】 お待たせいたしました。少し早いのですが、皆さんおそろいになりましたので、ただ今から平成21年度第3回東京都食品安全審議会検討部会を開催させていただきます。委員の皆様には、大変お忙しい中、御出席いただきましてありがとうございます。

初めに、東京都食品安全審議会規則第6条に基づきまして、委員の皆様の出席状況の確認をさせていただきます。ただいま御出席の委員の数は8名で、委員総数9名の過半数に達しており、定足数を満たしていますことを御報告申し上げます。花澤委員におかれましては、本日御欠席との御連絡をいただいております。

それでは、以降の進行につきまして丸山部会長にお願いしたいと思います。

【丸山部会長】 皆さん、こんにちは。お暑いところ御苦労様でございます。

それでは、ただ今から議事に入らせていただきます。

去る5月22日に第2回検討部会を開きまして、現在の推進計画の戦略的プランについて審議をいたしました。本日は、次期計画の戦略的プランの策定の考え方ということで御審議いただくことになっておりますが、その前に、前回の検討部会でいただいた御意見につきまして、事務局で幾つか追加で資料を作成しているものがございます。そこでまず、その資料について御説明いただいた後で、簡単に本日の検討の流れについて、事務局から説明をいただきたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

【中村食品監視課長】 それでは、ただ今の点につきまして御説明申し上げます。

前回の検討部会におきまして、昨年度作成されました東京都消費生活基本計画に基づいて設置されました消費生活対策推進会議の概要について、資料の御要望がありましたので、この点につきまして生活文化スポーツ局より御説明申し上げます。

【樋渡生活文化スポーツ局企画調整課長】 生活文化スポーツ局の樋渡と申します。よろしく願いいたします。

まず、消費生活基本計画について参考資料1をもとに御説明いたします。この計画は、昨年8月に11年ぶりに改定したところでございます。本来は10年間の計画ですが、1年遅れてようやく改定が終わったところです。改定の背景としては、消費生活を取り巻く状況の変化があります。消費者被害は相変わらず多く、深刻です。重大な商品事故などもあります。また、国において消費者庁の動きがありますが、その動向に先駆けて計画を改定しようという背景がございます。

この計画は、消費生活の関連施策を計画的・総合的に推進するための計画ということで、計画期間は平成20年度から24年度までの5年間です。この計画の大きな特徴を下に記載しております。生活文化スポーツ局では消費生活総合センターを持っておりまして、現場主義の視点から緊急に取り組む4つの対策を挙げてございます。1つ目が、「高齢者、若者等を狙う悪質商法を撲滅します」というものです。例えば、悪質事業者を取り締まるための特別機動調査班というのがございます。この班は、係長と職員が2人でペアになり、そこに警視庁の現職の警察官とOBが入ったものです。他にも、警視庁との連携や、首都圏連合で広域的にも進めていきます。緊急対策2は、『『待ち』から『攻め』へ、情報を収集し発信します』です。何か消費者被害や製品等に関する事故があれば消費生活総合センターなどに相談が入ってきます。しかし、それだ

けでは分からないものがあります。例えば、商品やサービスに起因する被害、危険の情報は、危険な目に遭ったけれどもけがをしななければ別にどこにも言わない場合があります。そうした情報、私たちは「ひやり・ハッと体験」と言っているのですが、そうした情報を収集していきましょうというものです。緊急対策3は、「東京都消費生活総合センターを強化します」です。昨年度は、消費生活相談員が34名でしたが、今年度は40名になっております。相談日についても、月曜から金曜までだったものを今年度から毎週土曜日も受け付けております。また、相談員の処遇についても改善しております。報酬について、今年度から数万円アップしております。緊急対策4についてですが、私どもは色々な分野で事業者を処分したり、指導したりしています。しかし、中には名前を変えてまた同じことをやるような業者があります。また、行政処分をするために消費者の方から色々な証言をいただいた場合、途中の経過で誰がどういう証言をしたかが相手方に分かる場合があります。ケースとしては少ないのですが、分かった相手方がその消費者に対して意地悪をしたり、脅したりした事例がありました。そうしたケースを防ぐための制度をつくるということを考えました。こうした4つの対策を挙げております。

消費生活に関連する事務は、生活文化スポーツ局だけでなく、各局それぞれが実施しております。そこで、4つの緊急対策以外に、都政全般にわたる政策課題1から5までと、各政策課題のもとに全部で133本の事業がございます。例えば食品ですと、政策課題3で「多様な商品選択の実現」という言葉になっています。その中で、福祉保健局、産業労働局、中央卸売市場と連携しながら計画を推進するということとなります。簡単ですが、参考資料1は以上でございます。

次に、この計画を着実に実施していくために何が必要なのか、ということで参考資料2を御覧ください。東京都消費生活対策推進会議の設置についての資料です。消費生活関連の分野はたくさんの局にまたがっております。そこで、きっちりと連携していくための仕組みがこの推進会議です。特に、左側に目的を記載しておりますが、2番の「消費生活行政に関する緊急対策の各局横断的な調整」が大きな目的になっております。この会議の座長は生活文化スポーツ局長、副座長は消費生活部長、委員は、消費生活基本計画を所管している関連各局の企画担当部長です。この推進会議の下に、特別対策班というものを設置しています。各局の行政処分権限などを有機的に発動して、法の包囲網を構築するため、そして消費者問題について新たな課題や事案が発生した際に、関係各局が機動的に連携するためのものです。この特別対策班につきましては、消費生活部長が招集して、必要な時に設置します。緊急課題について機動的に対応するために、関係各局、関係各部署が横断的に協議して、課題ごとに時限的に設置していきます。こちらの構成メンバーは課長級です。下のほうに例を3つ挙げております。例1が、「悪質事業者の取締り」に関する特別対策班です。1つ、プレス発表した事例がございます。新聞等ですでに御案内かと思いますが、少し御紹介しますと、礼金ゼロ、敷金ゼロのゼロゼロ物件というものがあります。これは、色々調査しますと、鍵付施設利用契約書といった賃貸契約ではないような契約をしてやっているものです。これは、宅建業法にも引っかかりません。では、消費生活条例で何かできるのか。そうしたことを検討するために、この時は生活文化スポーツ局と都市整備局が連

携して、持っている権限の中で出来る限りの対応を行いました。今までですと、それぞれがそれは向こうの管轄だ、ということで対応できないケースが多かったのですが、そういうことをなくすための特別対策班です。結果、時期を同じくして国土交通省も動きまして、全国的な調査を行い、何らかの規制などを検討する方向で動いているようでございます。

例2は、不適正表示に関する特別対策班です。私どもの消費生活総合センターでは、消費者被害救済委員会というのがございます。そこに、若い男性から高額な包茎手術に係わる相談が持ち込まれていました。色々聞きますと、意識が朦朧とした中で診察台の上であたこうだと言われて、診療代が10万円が20万円になって、20万円が100万円になったという話があるようです。そこで、消費生活条例で何ができるのか、また、最終的に医療行為になった場合はどうなのかということで、今、福祉保健局と連携して動いているところでございます。結果はまだまだ先になると思いますが、改めて組織を一本にしなくても、必要があれば取り組んでいくという例の一つです。また、例えば食品分野では、以前から食品安全対策推進調整会議というものがございまして、そうした既存組織も活用していきます。

特別対策班は、こちらの例の他に教育庁との間にも設置しています。消費生活行政は、処分するのが全てではなく、消費者教育も重要な業務です。そこで、教育庁と連携して学校でできることなどを検討しています。事業者の取締り以外の部分についても特別対策班を設置して動いています。以上で説明を終わります。

【中村食品監視課長】 ただいまの説明で、特別対策班として既存組織を活用しているというお話がありました。その東京都食品安全対策推進調整会議について、参考資料を用意してございますので簡単に説明させていただきます。

参考資料3を御覧ください。この会議は、特に食品安全条例の理念を東京都庁内で実現するため、食品の安全確保に関する施策を総合的・計画的に推進するために関係各局間の協議機関として平成15年に設置されたものです。所掌事項は、食品の安全に係わる以下の事項です。構成としては、各局の部長の参加による食品安全対策推進調整会議が本部として設けられており、実務的には下の課長クラスの幹事会が頻繁に行われております。この下には部会を設置することができるという規定がありまして、現在、BSE対策についての連絡会を立ち上げております。

緊急時には、福祉保健局の健康安全部長が議長となりまして、緊急連絡会議として必要に応じて必要なメンバーを緊急に招集することができる規定となっております。実際、この緊急会議につきましては、ここ数年で何回か開催しております。例えば、平成18年度、ノロウイルスによる食中毒が多発いたしました時には、東京都でも社会福祉施設など様々な施設を抱えておりますので、緊急会議を開催して情報の共有化を図りました。また、一昨年、昨年、今年と、事故米穀の不正流通事例やメラミンの粉乳への添加事例が発生した際にも、こうしたものが原材料として多数、施設関係に供給されており動揺が広がりましたので、情報の共有化を図りました。輸入冷凍餃子による健康被害事例の際も、こうした給食等で関連する食品を仕入れておりましたので、そうした情報の共有化を図るために開催した経緯がございます。構成メンバーには通常教育庁は入っていないのですが、学校給食と非常に係わりが深いですので、教育庁

にも入っていただき、また福祉保健局の福祉施設を所管しております部にも参加していただき情報共有を図っております。食品安全対策推進調整会議はこのような組織ですので、生活文化スポーツ局からお話いたしました特別対策班の一つとしても今後は活用されるものと受け止めております。

続きまして、参考資料4を御覧ください。皆様、消費者庁に関しては様々な場面で御覧になったことがあるかと思いますが、この資料は全国食品衛生主管課長会議という全国の食品衛生部署の課長が集まる会議が6月の初めにありまして、そこで国から提供された資料です。

まだ具体的には決まっていないということで、細かいディスカッションには至らなかったのですが、少なくとも厚生労働省の食品衛生の分野におきましては、食品衛生法の規定に基づく食品表示に関する事務が厚生労働省から消費者庁へ移管される。それからもう1点、健康増進法の規定に基づく特別用途表示の関係も厚生労働省から移管されるということでございます。事務として明確になっていますのはこの辺りです。

なお、食品衛生法等に関する処分については、末端の自治体が管理機関として権限を有しておりますが、その部分については今回触れない取り決めであるとのことでした。

我々から見て正直まだ分からないのは、参考資料4の一番右側の部分です。各省庁が事業者に対して処分、指導をするのは従来の行動通りですが、この横に「勧告・命令、立入り等」ということで消費者庁からの直接の権限が出ています。このルートは、食品衛生法においては想定されていないのかなとは考えております。ただ、法律の狭間の部分で、省庁間であっちだ、こっちだと言っている間に、直接消費者庁が乗り出すことが必要な分野もあります。そうしたところでは有効な図なのかなと思います。このように消費者庁設置にあたって、食品衛生法についてはまだ詳細が示されておらず、もう少し今後の様子を見守りたいというところでございます。

以上、まず前回の御質問に答えるという形で参考資料1から4までを御説明いたしました。

続きまして資料4を御覧ください。中間のまとめの報告書のイメージを示したものです。現時点ではこのように4段落構成で考えております。第1と第2のところにつきましては、これまでの部会等で色々御審議、御検討いただいたところです。本日は、第3「戦略的プラン（重点的・優先的に取り組む施策）策定の考え方」について御議論いただきたいと思いますと考えております。本日一定の結論が出ましたところで、次回以降、このような中間のまとめのイメージに沿いまして、取りまとめを行いたいと思います。このことにつきましては、次回以降の会議の進展とも関連いたしますので、会議の終わりの方でもう一度触れさせていただきたいと思います。長くなりましたが、以上でございます。よろしく願いいたします。

【丸山部会長】 ありがとうございます。ただいまの参考資料1から4までの説明と、事務局から説明のありました検討の流れにつきまして御質問がございましたら受けたいと思います。いかがですか。小島委員、どうぞ。

【小島委員】 ちょっと質問です。初歩的かもしれませんが、消費生活基本計画と食品安全推進計画の戦略的プランとの関係ですが、この消費生活基本計画の中に入る形になるのですか。それとも別なのでしょうか。関係がよく分かりません。

【中村食品監視課長】 基本的には別個のものです。消費生活基本計画は様々な分野に渡っており、もちろん食品も含まれているのですが、別個の計画です。

【丸山部会長】 よろしゅうございますか。

【小島委員】 はい。

【丸山部会長】 それでは引き続き、事務局から本日のメインの議事であります戦略的プランについて説明いただきたいと思います。お願いいたします。

【佐藤食品安全担当係長】 戦略的プランの策定につきましては、資料1から3までを用いて御説明いたします。

前回の検討部会の中で、現在の戦略的プランの評価について、様々な御意見をいただきました。その審議結果を元に事務局として資料1に評価結果、資料2と3に次期の戦略的プランについてお示ししてございます。

まず、資料1を御覧ください。資料1は、現在の11の戦略的プランにつきまして、これまで5年間、優先的かつ重点的に取り組んだ成果と評価についてまとめたものでございます。内容につきましては前回御説明して御意見等をいただいているところです。11のプランのうち、事務局といたしましては、プラン7「農薬のポジティブリスト制に対応した効果的な検査、監視指導を実施する」は、平成18年5月から制度がスタートしまして、検査機器の整備や検査、監視指導を実施してきましたので、次期の計画では基本的プランとして実施し、戦略的プランとしては終了してはどうかと考えております。また、プラン10につきましても、主に食育に関する事業として進めてまいりましたが、こちらの計画策定以降に東京都食育推進基本計画を策定いたしまして、現在はそちらの中で全庁的に施策を進めております。戦略的プランとしては終了しまして、今後、基本的プランとして実施してはどうかと考えております。

その他のプランにつきましては継続としておりますが、現計画策定後に生じた様々な課題や、先日の検討部会で御意見をいただいた内容を踏まえまして、プラン名を分かりやすくしたり、新たな観点を加えたプランとしてリニューアルしたいと考えております。

続いて資料2を御覧ください。こちらが全体の資料を1つにまとめたものでございます。新たな戦略的プランの策定について、事務局の案をお示ししております。左側に新たな課題の整理をしておりますが、こちらの課題と先日の部会でいただいた御意見をもとに、新たな戦略的プランとして事務局で現在考えているものを右側にお示ししております。

課題といたしましては、まず1つ目として、事故米穀の不正流通、表示偽装の多発などから食品事業者のコンプライアンスの向上がまず1つあります。また、ノロウイルスやカンピロバクターによる食中毒が増加しており、食品事業者の自主的衛生管理のさらなる推進も課題として考えております。それに対応した施策の方向性としては、施策の方向性1「食品事業者のコンプライアンスを高め、自主管理を向上するための施策の充実」ということで、それに対応する戦略的プランを3つ設定しております。

輸入冷凍餃子等による健康被害の発生によっては健康危機発生時の迅速な対応の重要性が課題として整理され、メラミン混入などの想定し得ない事例の発生については、学術情報の幅広い収集の充実が課題として考えられます。それに対応した施策の方向

性としましては、「健康被害の未然防止・拡大防止に力点を置いた施策の充実」と挙げております。こちらに関しては4つの戦略的プランを考えております。

最後の課題ですが、様々な事件発生による都民の不安の増大、また食物アレルギーの増加ということがございますので、こちらに関しては、施策の方向性3「食の信頼確保に向けた都民への情報提供の充実」として、戦略的プランを3つ考えております。

施策の方向性1は、主に食品事業者の方がみずから取り組んでいただく施策、方向性2は、主に東京都が行政として監視指導を充実して取り組むべき課題、方向性3は、都民、事業者、行政の相互理解によって進めるべきプランとしてまとめてございます。

この資料のサブタイトルとして「食に対する都民の不安を解消し、信頼を確保するために」と記載してございますけれども、こういった施策を優先的、重点的に進めて、都民の信頼を確保したいと考えております。

各プランの概要ですが、こちらは資料3に一覧で示しております。施策の方向性とプラン名、プラン策定の考え方、プランに関する事業内容、計画目標、それから前回の部会でいただきました委員からの御意見ということで、まとめて載せてございます。各プランについてこれから御説明いたしますが、本日はプラン策定の考え方を中心に御意見、御審議いただきたいと思っております。

それでは、プラン1から順に御説明いたします。プラン1と2は所管の産業労働局から御説明いたします。よろしく願いいたします。

【大川産業労働局食料安全室長】 私ども産業労働局では、食品、農産物等の生産段階におきます安全管理の役割を担っていると認識しております。こちらに掲げております戦略的プランの1と2が、私どもの所管でございます。

まず、プラン1の「都内農産物の安全確保の推進（東京都GAPの推進）」です。こちらは、現行の計画ではプラン6に位置付けております。現行のプランでは、都内産農産物におきます農薬の残留分析あるいは畑の土壌中での残留分析を実施いたしまして、生産者の安全確保の指導を行うという事業を実施しており、これまでは、行政が行う指導に重点を置いた位置づけにしておりました。今回、新たな要素といたしまして、農産物の生産工程に沿って管理内容をチェックしてリスク管理を行う手法、いわゆるGAPをこのプランに組み入れることで、事業者が自ら安全確保に取り組むという施策の方向性1のスタンスに位置付けております。GAPにつきましても、もう皆様方、十分に御理解いただいているかと思っておりますが、せっかくの機会ですので改めて御紹介いたします。参考資料5「東京都GAP(農業生産工程管理)」手法導入指針を御覧ください。こちらは、平成19年度に関係者の御意見などをいただきながら東京都が作ったものでございます。GAPは、Good Agricultural Practiceということで、元々は適正農業規範と訳されることが多くありました。それだと何のことだか分からないということで、こちらの表題にございますように、農業生産工程管理と変えております。農家それぞれが畑でものを作り始める前から、そこで収穫をして市場なり直売所に出荷するまでの間のそれぞれの工程につままして、きちんと管理をして安全なものを作っていこうという考え方がございます。食品製造等については既にHACCPという考え方がありますが、圃場や畑での工程管理ということで新たに概念として設けられました。

資料の6ページに、東京農業10の約束ということで、1番、種や苗から安全性を確

保しています、2番、適正な圃場管理、土壌管理をしていますといったかたちで、10の約束というキャッチフレーズを設けてございます。実際の項目としては、以下、表で示しておりますように14項目70のチェックポイントがあります。生産者の方がそれぞれチェックをして、きちんと実施したとか、少し十分ではなかったというように反省しながら次の生産に活かすというものです。いきなりこうしたチェックを東京都内の零細な農家や高齢化の進んだ農家、または兼業農家などが取り組むのは、なかなか大変でございます。できるところから生産者と取り組んでいこうということで、今、普及センターやJA等を通じて、こうしたGAPの取組の推進をしているところでございます。こうした考え方とあわせて、都内産農産物の農薬残留検査を指導に活かすことで、次期のプラン1を組み立てております。

プラン2は、「生産情報提供食品事業者登録制度の促進」ということで、現行の計画にも位置づけております。今年度は4,000事業者を目指して取り組んでいるところですが、次期計画では、さらに倍増するぐらいの勢いで取り組みたいと考えております。私からは以上でございます。

【佐藤食品安全担当係長】　　続きまして、プラン3について御説明いたします。プラン3は、現行のプラン1「食品衛生自主管理認証制度の推進」をリニューアルしたものです。食品事業者が取り組む自主管理については、HACCPやISOもでございます。そこで、これらの制度や東京都自主管理認証制度をすべて含めて推進するということで、大きく捉えることといたしました。

また、こちらの策定の考え方にもございますが、近年の事件の発生によりまして、食品事業者の法令遵守や適切な危機管理対応が求められております。東京都としましては、食品関係事業者を対象に、衛生管理体制の整備、顧客対応などの内容を中心としたセミナーを開催しまして、事業者の食品安全推進体制の整備を支援したいと考えています。これまで講習会は実務担当者向けに対して頻繁に行っておりましたが、こうしたコンプライアンスの向上に関しては、やはり食品の経営者の方を対象に含めていかなければならないと考えております。右側の事業内容にコンプライアンスセミナーの開催と記載しておりますが、経営者の方も対象にした企業の体制整備の支援事業なども行いたいと考えております。

さらに、商品の情報開示ですとか、消費者との意見交換などに積極的に取り組んでいる事業者も多くいます。そうした取組を広く行政として認めまして、他の事業者へも広く普及させるような施策を展開したいと考えております。

具体的に事業としてしっかり固まっておりますので、一つのアイデアとしてですが、例えば、食品事業者が作られている食品安全に関するホームページなどで、分かりやすい情報提供を行っているところに関して、コンテストを催して広報等に活用していただくような取組などが案としてあるかと考えております。

これまでのプラン1として取り組んでまいりました食品衛生自主管理認証制度については、現行の計画で概ねの整備が完了したところですので、今後は制度を普及させまして、事業者による自主的な衛生管理に関する取組を推進したいと考えております。

続きまして、プラン4「緊急時における危機管理体制の整備」です。こちらは、現行



のプラン4をリニューアルしたものです。現行の計画では、都庁内の連携強化をうたって5年間取り組んでおりましたが、次期のプランでは、さらに国や関係自治体との連携や、事業内容(1)イ 警察等関係機関との連携 を加えております。

また、先ほど参考資料でも御説明いたしましたが、全庁的な食品安全対策推進調整会議、東京都消費生活対策推進会議の特別対策班としても位置付けられておりますが、この会議をより円滑に運営して各局の連携を図りたいと考えております。

こちらの資料では、網かけにしている事業が次期プラン案として新たに盛り込んだ事業です。網かけの(2)緊急時の情報の収集・発信(より効果的な方法の検討及びその活用)では、事件の内容により、場合によっては医師会への情報提供が必要だったり、あるいは例えば学校関係者への情報発信なども必要になってまいります。平常時から、こうした情報発信のリスト化などを整備するための検討を行いたいと考えております。

また、緊急時には、行政が報道発表を行っておりますが、報道発表を行う際に、発表する情報の漏れがないようにチェックシートを作成するなど、よりよい制度の検討を行って運用したいと考えております。

事業内容(3)は、現行の計画でも行っている訓練を引き続き実施する予定です。(4)健康危機管理センターの開設に向けた体制整備につきましては、平成24年度に健康危機管理センターを開設する予定ですので、検査機能の集約化や、プラン5とも係わりますが、情報収集能力の強化などの体制整備を図る予定です。

プラン5 食品安全に関する情報収集と評価は、現プラン3をリニューアルしております。主に、東京都の食品安全情報評価委員会で行っている事業として取り組んでいたところですが、こうした事業に加えまして、(4)消費生活条例に基づく調査等の活用といたしまして、商品テストや都民からの申し出により消費生活条例に基づく安全性調査を実施しておりますので、こうした情報も含めまして、収集と評価を行いたいと考えております。

続いてプラン6「『健康食品』による健康被害を防止する」です。こちらは現プランを継続することにしております。考え方といたしましては、健康食品による健康被害を防止するとともに、医薬品成分を混入させたものですか、虚偽・誇大に表示された製品が今も流通しておりますので、こうしたものに対して監視指導を実施する予定です。また、引き続き、関係法令の周知を図るための講習会や、健康食品の正しい利用方法についての都民への普及啓発を行いたいと考えております。

続いてプラン7「輸入食品の安全を確保する」です。こちら現プランから継続しておりますが、一部、新たな事業を追加してございますので、リニューアルとしております。策定の考え方としては、輸入冷凍餃子の事件の発生で、都民の不安をなかなか払拭できないという現状がございます。私どもが実施いたしました、消費者を対象にしたモニターアンケートでも、輸入食品の対策を強化してくださいという声が大きく、こちらのプランも継続して実施することを考えております。事業内容としましては、専門監視班を中心に、都内の輸入業、輸入食品の倉庫などを対象に監視指導を実施していくことを考えております。今までは、事業内容(4)で、輸入事業者講習会を開催して輸入者の自主管理推進を図ってきたところです。次期プランでは、プラン3とも絡みますが、新たにもう少し踏み込んだ自主管理の推進事業を行う予定です。都内には

輸入事業者が800くらいあります。その事業者に対しまして、厚生労働省が示している輸入加工食品の自主管理に関するガイドラインにどの程度取り組んでいるか、立入りをして、帳票類やロット管理、苦情処理の方法を細かく聞き取りしまして、チェック表をつけていただきます。また半年後に、こちらが指摘した事項が改善しているかどうかを確認するという取組です。事業者数が約800ありますので数年かけて実施する予定です。

プラン8は、今回新しく盛り込んだ新規のプラン「食物アレルギーに関する理解を深める」です。策定の考え方としましては、食物アレルギーでも安心して生活できる環境づくりのために、都民、事業者に対する食物アレルギーに関する正しい知識の普及啓発や、アレルゲン検査の方法の確立を行うというものです。事業内容といたしましては、(1)は、都民に対する普及啓発という側面です。児童施設や学校におきまして、アレルギー疾患の相談等に係る人材の育成を考えております。学校関係者を対象に、食物アレルギーに関する基本的な知識や、アナフィラキシー症状が出た際の対応についての講習会を開催いたしまして、人材育成を図りたいと考えております。

また、アレルギー表示に係る検査体制の強化に関しまして、検査方法の改良と、えび・かにの検査法の検証というのがございます。卵、乳、そば、小麦、落花生という特定原材料については、検査法が示されてから長く経っているのですが、油分が多い食品などについてはなかなか検査が難しいという点がございます。例えばクッキーなど、子供がよく食べるお菓子などにも対応できるような検査法の改良を考えております。また、えび・かには、昨年通知法が出たところですが、実際の食品への応用につきまして方法を確立したいと考えております。

(3)モデル事業につきましては、主に学校給食に食品を供給する事業者に対しまして実施する事業です。アレルゲン物質が混入しないようにラインが着実に洗浄できているか、行政がアレルゲン検査キットなどを使った検査を行い、検証しながら技術支援を行うモデル事業を行う予定です。

プラン9「食品表示に関する知識を広め、適正表示を推進する」は、現在のプランに新たな事業内容を加えましてリニューアルしたものです。適正な食品表示を行うことによりまして、事業者から都民の方へ正確な情報を提供しまして、都民が食品に対する理解を深めて、合理的な商品選択ができるような環境づくりを進めたいと考えております。食品表示は様々な法律が係わっているので、関係機関との連携を行い、適正表示を推進したいと考えております。加えた事業内容としましては、先ほど参考資料におきまして、食品表示に関しては消費者庁が一括してやっていくという御説明をいたしましたが、消費者庁も含めた関係機関と連携を組み合わせながら、また警察等とも連携を組み合わせながら実施したいと考えております。(2)、(3)は、今までやっておりました事業者に対する講習会や都民への普及、これに加えて、DNA鑑定等による食品表示の科学的検証を実施する予定です。現在も、米や和牛に関してDNA検査を実施していますが、それらに加えて、100%牛肉に豚やウサギの肉を混ぜたという事例がありましたので、肉種鑑別の試験を充実したいと考えております。

最後になりますが、プラン10「食の安全・安心のためのリスクコミュニケーションの充実」です。こちらは、今までのプラン11に新たな事業を加えましてリニューアルの

のです。策定の考え方につきましては、都民、事業者、行政などの関係者が相互理解を深めるための施策がこれまで以上に求められているということで、これまで東京都が実施してきた方法を充実させるとともに、都が発信してきた情報の内容につきまして、関係者の意見を踏まえた検証を行って、情報提供の方法を充実させることを考えております。

具体的な事業に関しましては、(2)イ 食の安全調査隊による、都が発信する情報の分かりやすさに関する検証を挙げております。食の安全調査隊というのは、公募都民の方で、これまで、食の安全性に関して調べていただいたり、都民フォーラムで発言していただいております。そうした方を中心に、都が出している食品衛生監視指導計画ですとか、プレスリリース、パンフレットなどを見ていただいて、どの点が分かりにくいのか、どのようにしたら分かりやすいか、という御意見をいただいて、施策に反映したいと考えております。また、パブリックコメントの実施についても、今までも実施しておりますが、今後もプランに基づいて着実に実施したいと考えております。

(3)食品の安全性情報を伝達する役割を担う人材との連携に関しましては、マスメディアの方を初め、NPO等の消費者団体の方など、都民へ食品安全に関する情報を伝達するリーダー的な方と懇談会による意見交換ですとか、情報提供を行いまして、効果的な情報発信のための連携を図りたいと考えております。

また、(4)児童を対象とした体験型セミナーの開催につきましては、食品安全に関して理解する前に、科学に関する正しい知識、サイエンスコミュニケーションという言葉もありますが、まずはそういった知識が重要だということで、実験型、体験型、あるいは健康安全研究センターのような試験研究機関の見学を行うなどして、目で見て分かっていたようなセミナーを実施したいと考えております。

以上、長くなりましたが1から3までの説明です。

【丸山部会長】 今までの委員の先生方の御意見を踏まえてこのように整理していただきまして、事務局、どうもありがとうございました。

次期の戦略的プランの策定に当たっては、今までの5カ年間の戦略的プランの評価に立って、これから何か起き得るだろう新しい時代に対して新たなプランをどう作っていくか、を検討するのが私たちの使命です。資料1を見ると、継続が多くて、一見、あまり代わり映えしないようなのですが、今、佐藤さんから説明いただいたように、資料3で見ると、リニューアルとして網かけの新しい事業が随分とあります。具体的には、新しいプランはプラン8の1つだけなのですが、それぞれ組みかえたりしてリニューアルしています。中身は大変新しくなっていると考えていいだろうと思います。

今日は、主にプラン策定の考え方ということで、委員の先生方から御意見をいただきたいと思っております。一遍に10のプランを混ぜて審議するよりは、少し分けて論議をしていただいた方がいいと思っております。資料2の右側にあります施策の方向性1、2、3と3つのグループに分けて論議いただければと思っております。そのような進め方よろしゅうございませうか。それでは早速、施策の方向性1の戦略的プラン1から3までについて何か御意見があればお願いしたいと思います。関澤委員、どうぞ。

【関澤委員】 プラン策定の考え方というところではなく、事業内容に入ってしまうのですが、土壌残留性農薬(ドリソ系)の残留調査がプラン1に入っています。こ

の農薬は、今は使われていないわけですから、多分変化があるものではないと思うのですね。この事業を、継続にせよ、さらに手間と予算をかけて実施することにどれだけの意味があるのかなと思います。もう低減してあるレベルに達して変化がないとすれば、他の事業に力を入れることも考え方としてあるのではないのでしょうか。

【丸山部会長】 大川室長どうぞ。

【大川産業労働局食料安全室長】 ドリン系の農薬につきましては、御承知のとおり、昭和40年代に使用禁止になり、現実的にはそれ以降使われていない農薬でございます。ただ、都内におきましてもそれ以前は使われていたわけです。都内の農産物には、キュウリ、ウリ科が多いのですが、平成14年だったと思いますが、ドリンが検出されたということで当時としては大変大きな騒ぎになりました。キュウリを含むウリ科の野菜については、ドリンを非常に吸収しやすい性格があるということ、それから都内の土壌には、残念ながら40年以上前に使っていたドリン剤が分解せずに引き続き残っている圃場があるということで、どの都道府県でも事情は同じなのですが、そうした状況の下でウリ科の野菜を作ると、場合によっては基準をオーバーするものが出てきてしまうのです。東京都といたしましては、農業団体と一緒に、まずは土壌の検査をしてドリン剤が含まれていない畑でウリ科を作りましょうということ、それから、でき上がった農作物についても分析をして、ドリン剤が入っていないウリ科作物を生産しましょうと取り組んでおります。都内一通りの畑の土壌調査は済んでおります。ただ、分析をしても土の採り方によって左右されるところがあるものですから、畑の土壌分析については引き続き継続して実施することが、都内産の農産物、ウリ類の安全を確保するには必要であろうと考えております。

一方で、根本的な土壌改善策についても農業者から求められております。例えば客土をするとか、あるいは大量の活性炭のようなものを入れてドリン剤が表に出てこないようにするなどという試験を実施していますが、経費的には逆に多くかかってしまいます。今の段階では、引き続き畑のドリン剤の有無を確認して、安全な畑で作るといった策が適当であろうと判断しております。

【丸山部会長】 関澤先生、いかがでしょうか。都としては、まだ残留調査が必要で、戦略的プランに盛り込んでやっていくだけの意味があると考えているようです。小島委員、関連でどうぞ。

【小島委員】 過去において、ドリンを調査するかどうかという計画の中身を実行する際には、検討会みたいなところに意見を聞いた上で実施しているのですか。

【大川産業労働局食料安全室長】 実際の具体的な調査の場所等ですか。

【小島委員】 例えば、どの農産物はどこの畑がいいですよというようなことを、専門家から情報を得ながら実施しているのかどうかということなのですけれども。

【大川産業労働局食料安全室長】 畑の分析と、でき上がった農作物の分析とあるのですが、畑につきましてはウリ類を作付予定の全ての圃場をもれなく分析するという方法で実施しております。農作物の分析は、サンプリングという形で実施しております。土壌からドリンが検出されるところではウリ科作物を作らないことになっておりますので、キュウリを作っているということは、今の段階では畑からドリン剤が検出されないということになります。ですので、サンプリングの方式で実施しています。

【小島委員】 実施にあたって専門家の人に意見を聞いている訳ではないのですね。

【大川産業労働局食料安全室長】 サンプルングに当たって、専門家の方の御意見を聞くということはしておりません。

【丸山部会長】 関澤委員も、これはやるにこしたことはないけれども、戦略的プランとしてここに挙げるよりは、もっと効率的、緊急な調査が他にあるのではないかという御意見でございますね。関連して他にございますか。どうぞ。

【小島委員】 これは、プランとしては非常によくできていると思うのです。ただ、中身をどうするかといった時に、その都度、例えばドリンよりもこの農薬を検査した方がいいですよ、といったアドバイスをデータを元にできるような専門家集団がいると非常にいいわけですよ。農産物でよく思うのは、例えば有機農産物は絶対安全だとみんな思っているのですよね。ところが、牛糞で堆肥を作った時に本当に牛糞からいわゆる菌類が死滅しているかどうかを確認して売っているわけではありません。だから、農産物の土壌診断をしている専門家に何人か聞くと、有機農産物の中には牛糞などからの菌がいて、そこから食中毒になったりする場合もある、だから本当に有機農産物、有機肥料というのが安全なのかをきちんと行政で調べた方がいい、と言う人がいるのです。全国でもあまりやっていませんし、そういうことを実施してほしいという気がするのです。

【丸山部会長】 関連して御意見はございましょうか。林委員、どうぞ。

【林委員】 今のGAPのことでお尋ねしたいのですが、確かにこの制度はいいと思うのですが、1つにはチェックはどうするのですか。例えば認証するとか、色々な方法があるかと思えます。実際にGAPを導入している農家をどのように点検していくのでしょうか。

もう一つは、東京の農産物の自給率というのは、6%ぐらいでしたか。

【大川産業労働局食料安全室長】 食糧自給率、カロリーベースですと1%です。野菜ということでしたら、重量ベースで6%程度です。

【林委員】 東京の農業が幾ら頑張っても、6%しかGAPが普及しないわけですから、例えば大田市場や築地市場に入るような産地に対してどのような手を打つかという問題があると思えます。その辺りをちょっとお尋ねしたい。

【大川産業労働局食料安全室長】 まずチェックについてですが、GAPの指針の中でも、監視、チェックについては触れていますが、今すぐにそれを実施するとは考えておりません。何故かといいますと、まずはこの考え方なり取組を進めることが大事だと考えております。将来的に第三者機関によるチェックといったものも視野に入れるということで、現段階では指針をまとめております。

それからもう一つ、東京産だけでなくというお話でございました。GAPにつきましては、農林水産省も大いに進めましょうということで、各県に投げかけております。考え方といたしましては、いわゆる野菜などの指定産地という制度がございます。そうした指定産地を中心にGAPを進めましょうというものです。先ほども申し上げましたが、東京都はむしろ取組としては遅れておりまして、他県の方が進んでいる部分がございます。現実に、県産の農産物の認証制度のようなものの中で、GAPに取り組む生産者、あるいはそうした元でできた農産物を認証するというものも行われております。都で

は、戦略的プラン2、生産情報提供食品事業者登録制度につきましては、都内産の農産物だけではなくて、東京に入ってくる全ての食品というスタンスで設けております。今申し上げた他県のGAPに取り組んで認証されている事業者には、並行して登録制度に乗っていただいて都内での安全・安心、情報提供を進めるという取組を実施しております。他県産のものについては、こうした連携を通じて安全の推進を進めたいと考えております。

【丸山部会長】 よろしいですか。

【林委員】 今の御説明をそのままプランの中に書いていただけるといいですね。

【大川産業労働局食料安全室長】 なるほど、分かりました。

【丸山部会長】 プラン1 都内農産物の安全確保の推進について、3つぐらいの御意見が出されました。今の御意見に対してこうだという答えはないのかもしれませんが、今の3つの御意見に対して事務局で何か御意見はございますか。

【中村食品監視課長】 ドリン系は、違反食品としての農産物からの検出率は極めて低いものではありませんが、土壌からの検出率は結構高いということですので、やはり現場での生産物のコントロールが大事だなと改めて思っているところであります。

このような手法については一つの例示であります。ここにはドリン系の農薬と限定されておりますが、今後のトレンドの中でさらに重要な項目が出てくれば、こうしたシステムがあれば対応できると思います。5年のうちにどのようなものが新たに話題になるか分かりませんが、必要によっては化学物質、有害物質という広い考えとして、このようなシステムがあれば対応できるのかなと思っているところです。

【丸山部会長】 それから、小島委員から出された、専門家の意見をこういうところに反映させるというシステム、そんなことは何か考えられるでしょうか。

【大川産業労働局食料安全室長】 農薬の分析に関してそういう発想を今まで持ったことがございませんでした。その必要性、そうすることでよりよい取組ができるのかというあたりを勉強させていただいて検討させていただければと思います。先ほどのドリン系の分析の必要性は申し上げたとおりなのですが、恐らく御指摘は、それを戦略的プランという位置付けにすべきなのかというお話かと思えます。その辺りも含めて検討させていただければと思います。

【丸山部会長】 ありがとうございます。それでは、戦略的プラン2、3について御意見はいかがでしょうか。特にプラン3はリニューアルしており、コンプライアンス向上支援は大変大事なところですね。林委員、どうぞ。

【林委員】 前に言ったことの繰り返しになりますが、プラン3、自主管理認証制度について、普及させるインセンティブが何かないのかということが考えられます。どうしてもなかなか普及しない現実があるわけですから、そこを何とかしていただきたいと思えます。事業者を紹介するサイトは一つの方法なのでしょうが、もう少し大胆な普及手段を考えられないのかなと思えます。

それから、プランの並び方なのですが、最初の方に農産物系が2つ来て、自主管理が最後に来ているというのは、何か理由があるのですか。

【中村食品監視課長】 特にこだわるものではないのですが、From Farm to Tableという、生産、中間流通、消費者までという流通を想定しています。

【丸山部会長】 コンプライアンスのことについて、廣瀬委員は事業者を指導されている立場からいかがですか。

【廣瀬委員】 コンプライアンスの問題というのは、このところ起きてきている食品の安全や安心の問題の背景にずっと横たわってきているわけですね。そういう意味からすると、かなり大きな問題だろうと思うのです。そうした点で考えた時に、コンプライアンスセミナーなども確かに必要だと思いますが、これで話が済むのかなという物足りなさがあります。反面では、事業者にとって過度な負担を強いられるものはどうかという点があるのですが、やはりそこをきちんと求めていかないと今のような状況をまた繰り返すだろうと思います。新聞を御覧いただければ分かるように、何度も何度も同じものが出てきて後を絶たないという状況があるなかで、制度化とまでは言いませんけれども、もう少し強制力を持つようなものがないだろうかと思えます。例えば、各都道府県が食品衛生法に基づいて、管理運営基準、あるいは施設基準を条例で作っています。その中のいわゆる管理運営基準を見ると、食品衛生責任者の役割、あるいは営業者の役割がはっきりと書いてあります。とはいっても、食品衛生責任者という立場の人がどれだけ経営者に対して対抗できるのか。そこら辺の裏付けが今は全くありません。それならば、やはり、事業者、あるいは経営権、決定権を持つ人への対応について、強制力とは言いませんが、何か考えてもいいのではないかと。ただ、場合によっては強く縛りかける形になってしまいますから、これもかなり難しい部分はあります。いずれにしても、セミナーを続けていくだけでは済まない問題ではないのかなという感じを私は持っています。

【丸山部会長】 今回の戦略的プランのサブタイトルが、「食に対する都民の不安を解消し」となっています。まさにこのプラン3は、一つの核になる大変大事なところだと思います。今、そういう視点から廣瀬委員に御発言いただいたと思いますが、委員の中から関連して、他に御意見はございましょうか。どうぞ、小島委員。

【小島委員】 この場合のプラン3は主に衛生管理なのですよね。表示偽装みたいなものはコンプライアンスには入ってくるのですが、想定されていないのですよね。

【中村食品監視課長】 言葉の定義が様々なのですが、コンプライアンスは広義の概念として偽装表示なども含めております。

【小島委員】 左には衛生管理とありますが、入っているということですか。

【中村食品監視課長】 はい。この議論の場は、中心的には食品衛生法の運用の議論ですが、特に表示については、消費者庁の関係で食品衛生法とJAS法の区別というのがなくなっていくと思います。こういうものも含める必要が今後あると思います。

【小島委員】 その場合、衛生管理を取って意図的に怠って食中毒をたくさん出して被害者を出したというような例はありますか。

【中村食品監視課長】 論理上でもないです。かなり悪質な店でも、自分の店からわざわざ食中毒を出すという必然性は保険金目当てでもない限りはありません。

【小島委員】 衛生面でそんなに劣っている面があるのかなと思います。偽装は確かにたくさんあって消費者の信頼をなくしていると思うのですが、衛生管理についてはどうか。私も詳しくはないのですが、まあそこそこやっているのではないかという気がします。もしコンプライアンスに焦点を合わせるのでしたら、対象はやはり偽装で

すよね。大項目としては衛生管理の表現がたくさん出てきているので、どこに重点を置くかですね。

【丸山部会長】 廣瀬委員、どうぞ。

【廣瀬委員】 このコンプライアンスの話は、本質的に衛生管理の中に含まれない話なのだと私は思っています。ただ、幾つかの柱立てをした時に、コンプライアンス向上支援の話は1つの項立てとして作れなかったために、衛生管理の中にこの話が入ってきてしまったのかなととったのです。コンプライアンスの話そのものは、当然、偽装の問題などを含めた話だと思っています。

【中村食品監視課長】 先ほど廣瀬委員から御意見がありましたが、セミナーについては開催するのみではなくて、イメージとしては薬事法が念頭にあります。薬事法では、責任者の設置について、かなり経営トップに近いところで統括責任者や安全担当の責任者を置くような構図になっております。危機管理の観点では、トップマネジメントに近い形でコントロールしないと機能しない場合が多くあります。食品衛生法でも食品衛生責任者が規定されておりますが、経営層に近いところでなければ発言しても影響が小さい面もあるので、今、廣瀬委員がおっしゃったように、そういう構造が作ればと思います。ただ、薬事法で対応状況を見ますと、大手会社では当然対応できるのですが、小さい会社になればなるほど、がちりやると矛盾が出てくるという現状があります。まして、食品産業は薬事分野よりも広がりがあります。

セミナーでは、参加企業の管理体制の仕組みをまず把握したいと考えております。コントロールのポジションがどの辺にあるのか、もしないとしたら作ってもらい、あるとしたら、それを経営トップに意識してもらおう、というのが、今持っているセミナーのイメージです。この考え方は、今の小島委員がお尋ねのところとも一致するのかなと思います。達成できるかどうかは別ですが、持っているイメージでは、セミナーを開催するとともに事業者の体制改善に結びつけていき、将来きちんとデータがとれれば管理運営基準などに表現できればというのが考えです。

【丸山部会長】 どうぞ。

【廣瀬委員】 管理運営基準というのは、基本的に安全の部分のものだと思います。そこで果たしてコンプライアンスの面まで縛りをかけられるかということ、確かに立法上の問題としてあると思うのです。ただ、何か側面的な形で差し込むことによって、安心の部分を保証できるような仕組みが作ればよいのではないかと思います。しかも、食品衛生法は、どの事業者に対しても一定の縛りをかける仕組みになっていますから、そこにはめ込むことによって安心の部分を保証できればそれに越したことはないと思います。

それともう一点、ずっと考えていたのですが、食品事業者は食品衛生法の管轄になりますが、例えば飼料米の転用という話が出たときに、飼料業者はどこが管轄しているのでしょうか。どこが指導するのかよく分からない部分があると思います。昔の経験ですが、かつてこうした事例がありました。輸入されたトウモロコシからアフラトキシンが出た。その流通経路をたどっていくと、鳩の餌として輸入されたものが、流通のある段階で食用に転用されていたことが判明したという事例でした。こうした転用の問題というのは、今に始まったことではないと思います。そういったところに



対して誰が網をかけていくのか。生産から消費までといたしますけれども、食品の流れの中に何か抜けているところがあるような、どうも違ったルートのところにどう対応するのかという疑問があります。

【中村食品監視課長】 家畜の飼料については、産業労働局が所管している飼料安全法が管轄しています。

【大川産業労働局食料安全室長】 ただ、大本の製造の話になると、国のレベルの話になるかと思えます。同様に、例えば農薬の安全性みたいなものはどうなのかという、やはり製造部分は農林水産省の管轄になります。都道府県レベルでその辺りどこまで対応できるかということについて、いいアイデアがすぐには出ませんが、そうした垣根の問題はあるかと思えます。

【丸山部会長】 奥村委員、何か御意見はありますか。

【奥村委員】 食品事業者としての意見ということになると思えます。自主管理の時代というのは、我々もそれはきちんと感じています。衛生管理という言葉が文字として出ると、このプラン策定の中でなかなか伝わりにくいということであれば、衛生管理と品質管理という表現にしてはいかがでしょうか。食品表示も、品質表示なので、そうした言葉を入れたらどうかと思えます。衛生ですと安全面だけのように見えますが、食に対する都民の不安を解消するということは、仕入れの原料の確認から始まって表示などまで全部の管理が関係します。そういう意味で、品質管理と言えればいいのかなと思えます。

コンプライアンスは、一般的には法令遵守ととってしまうのですが、一番最初に来るのは恐らく消費者起点の経営方針があるか、という点だと思います。経営者が対象だということですから、プランの考え方のなかで、消費者起点での経営、品質管理という言葉を入れれば、都民に対してもそうですし、都庁の中でも一種の共通したイメージになるのではないかと思います。

【丸山部会長】 プラン名の衛生管理という部分について幾つか御意見が出ています。これに固定していくということではなくて、より適切な表現ができれば変えていくと理解していいですね。

【中村食品監視課長】 はい。

【丸山部会長】 プラン2や3について、消費者の立場から、矢野委員、あるいは加名生委員、何か御意見はございますか。矢野委員。

【矢野委員】 プラン2に関してですが、消費者にとってこの制度が有効であるというのは、確かにトレースできるという点があります。しかし、実際に、例えばあるマークがついているからこれは安心できるというふうにすぐ判断できるのか。今、市場にはたくさんマークがあり過ぎて、一つ一つこのマークがどんな意味を持っている、というところまではあまり見ませんよね。

プラン2に関しては、先日グループインタビューを都の事業の関係で受けました。そこでのやりとりのうちで例として挙げたのが、ある企業では、売り場に生産者の写真があって、私はこんな風に努力していますということが書いてある。いちいち農薬名は書いていないのですが、その企業が責任を持ってこの人の農産物は安心ですよ、こういう努力をしていますよというのを掲示しているのですね。消費者はそういった

面を見て、その企業全体がそうした取組をしていると広げて判断もできるわけです。生産情報提供食品事業者登録制度のマークがついているからそれで安心かということ、やはり写真があって分かりやすい言葉で明示してある方が消費者にとっては選びやすい。選択の基準にするためにこの制度を引き続き継続したいという意向をお持ちでしたから、むしろそういった、消費者に見えやすい、分かりやすい取組をしているかを制度の中に項目で入れた方がいいのではないかと思います。

プラン3のコンプライアンス関係については、消費者側から見れば、今後消費者庁もできますが、1つは罰則規定を強化してほしいことがあります。また、消費者が世の中を変えていく力を本来は持っているのだという点では、悪質な事業者や偽装したのに対して、そういった商品を出した会社のものを買わないことで、消費者の力によって、コンプライアンスがより働いてくる。そうした相乗作用も必要になってくると思います。ですから、この項目かどうかは分かりませんが、直接事業者に対するコンプライアンスのセミナーも必要かと思いますが、一方で、消費者のそうした判断が働く仕組みを作るための施策がどこかに盛り込まれればいいかなと思います。

【丸山部会長】 ありがとうございます。加名生委員、どうぞ。

【加名生委員】 都民の1人として、絶対に満足する安心というのは人間にはあり得ないと思うのです。本当に安心できるものって何なのだろうと思います。それを追求していくのは無理だと思います。安全であるというのはいいけれども、安心というのは個々人が感じることですよね。それを第三者的に与えてあげますというのは無理なことすよね。だから、もっと違う言葉があれば、そういう言葉を使った方がいい。安心というのは、人から与えてもらうものではなくて、自分で感じることで、その安心を感じて自分で対応するということだと思うのです。ですから、今、矢野委員がおっしゃったように、そうした消費者を作り上げる何かがあればいいのかなと思います。

色々なお話を聞いていつも思うのですが、事業者ばかりがいつもたがをはめられる感じがします。友人でお店をしている人がいますが、物の管理など色々な事をすごく考えてやっています。事業者にとってはこれ以上何が規制されるのか、という感じを受けます。むしろ、私たち消費者がもっと問題なのではないか。安心を求める私たちが何かおかしいといいますか、そんなものは与えてもらうのではなくて、自分で判断して聞いて得ていくものという考え方が必要ではないかと思います。

【丸山部会長】 関連して、奥村委員。

【奥村委員】 今お二方が言われたように、これ以上規制をしても、またそれに対して対応しても、消費者の不安を解消することにはならない。むしろ、そういう観点で言うならば、必要最低限のことでいいのですけれども、消費者と同じ目線でこれだけは全ての業者がきちんとやっています、となればいいのではないかと思います。それ以上の取組をしているところはたくさんありますし、先ほど矢野委員が言われた顔が見える取組のように、消費者が安心を感じられるような取組を行っている事業者はどんどんアピールしたらいいと思います。要は、消費者と我々事業者と行政が、このところは同じ目線でこれから5年間取り組んでいきます、行政は規制をするのではなくて、色々ないい取組はどんどん取り上げて消費者に説明をしましょう、事業者も積極的にやりましょう、というイメージでうまくまとめたらどうでしょうか。固い言

葉になればなるほど、規制を強化するような印象があります。

【加名生委員】　　そういうふうに思えます。

【奥村委員】　　多分、求めているものは一緒なのだと思いますよ。

【丸山部会長】　　今のお話は、この3つのところだけでなく、全体的なお話になると思います。具体的なところで御意見があればいただきたいと思います。

【小島委員】　　関連で1つ。今のお話なのですが、安心という言葉を使う時に、信頼という言葉に置き換えた方がいいと思うのです。要するに、安心できないというのは信頼できないからだという考え方が学問的にもあります。ですから、信頼を得るためにこういうことをやっていきますと言った方が、安心を与えますと言うよりはいいかなと思います。

【丸山部会長】　　都も安心という言葉の前ほど使っていないですよ。この中にも、言葉として出てくるのはプラン10のところしかなくて、そういう配慮もあるのだろうと私自身は思っています。

【中村食品監視課長】　　関澤委員にもよくお尋ねするのですが、安全というのはsafety、信頼というのはtrustと英語があるのですが、安心は英訳がないのです。論文を見ると、柔道 = judoと同じように「ansin」と書いてあります。それが、アメリカ大使館の人と話す機会があったのですが、peace of mindと訳したのです。信頼の方がおそらくカテゴリーが大きいのだと思いますが、信頼とは言えない安心のエリアがあるような気がします。大きくは信頼という言葉でいいように感じるのですが、安心のエリアというのにも存在するような気もしますし、また整理して色々御意見もいただきたいと思います。

【丸山部会長】　　関澤先生、何かありますか。

【関澤委員】　　私は最近、安全と安心のことをテーマにしているのですが、英語では安心についてはreassuranceという言葉を使っています。外国でも大体そういうときには、reassuranceと使っています。ただ、trustなどは割と分かりやすいと思うのですが、日本人の多くの方は、reassuranceという英語をあまり聞いたことがありません。加名生委員がおっしゃるように、安心というのは自分が感じることで人が与えるものではないです。それだけで100%安心というものは絶対にあり得ませんので、信頼を確保するために事業者や行政が一生懸命努力するというのが第1だと思います。

【加名生委員】　　絶対、あり得ませんね。

【関澤委員】　　ですから、規制をどんどん強化していくというのはむしろ間違った方向だと思うのです。事業者と行政、消費者の方の間で理解を広げるという方向が、結局は信頼を達成していく道かなと思います。都でもそういう方向を大きく掲げていただければと思います。

【小島委員】　　1つだけ、これは個人的な考え方なのですが、文書でもし安心という言葉を使うのであれば、安心してはいけませんと使った方がいいですね。工学系の人は皆そう言います。油断してはいけません、どんなに安全策をとっても安心してはいけないのですよ、というのが普通の使い方なのです。安心してくださいというのはおかしいのです。使うのならば、そういう風に言った方がむしろいいのではないかと思います。

【丸山部会長】 ありがとうございます。それではまた時間があれば論議をいただきますが、施策の方向性2、戦略的プラン4から7について御意見をいただきたいと思えます。いかがでしょうか。関澤委員、どうぞ。

【関澤委員】 プラン4 緊急時における危機管理体制の整備ですが、都としては、直接関わられた中国産冷凍餃子の問題がありました。実際に健康被害が起きた事件というのは非常に限られていて、中国産冷凍餃子の事例がその一つになるわけですが、犯罪が関わっているような、意図的に悪いことをする人がいる場合というのは非常に稀ではあるでしょうが深刻な話です。そうした時の危機管理体制をどう考えるかというのが重要になってくると思えます。情報の収集など色々なことを国でも都でも書いているのですが、実際には警察力を借りることになります。警察はどうかというと、動機の解明や原因物質の同定などへ走ってしまって、かつ、捜索のために情報を公開しないという姿勢をとるわけですね。ですから、警察力を借りなければいけない条件の場合とそうでない場合というのをある程度区別した方がいいと思えます。警察力を借りる場合、つまり実際に犯罪性が濃厚な場合には、原因物質の同定や動機の解明などをしていたら被害の拡大防止に遅れをとります。まず被害や汚染経路の確認と被害の同定が重要です。アメリカなどでのテロ対策も、被害があるのかないのかということと、その経路はどうであったのかという調査を実施していると聞きます。犯罪性が濃厚な場合にもそここのところをきっちりと押さえておくことが重要だと思えます。それ以外の部分については警察にある程度任さざるを得ない部分があると思えます。そういう意味で場合によって区別をするということと、警察が関係する場合の対応について明記しておいた方がいいのではないかと思います。

【中村食品監視課長】 中国産冷凍餃子の事例と冷凍インゲンの事例とが最近あった例ですが、事件性の有無は我々では判断し切れない部分もあります。ですから、少しでもそうした可能性を感じたら、まず警察への通報を第1といたします。ただその場合でも、インゲンの事件が典型例ですが、とりあえず緊急の被害予防が必要であるならば、行政のレベルでの周知ということで報道発表などをするべきだと考えます。確かに警察の犯人をあげるという観点から見れば、秘密捜査に比べて難しい条件での捜査をすることになります。捜査機関への情報伝達を秘密裏ではなく公開された中で行い、なおかつ彼らがその後対応できるかという、むしろ警察内部での対応能力が問われているのかなと感じます。ですから、今回このような事件を通じての最大の教訓は、今、関澤委員がおっしゃったように、警察へどのように情報を伝えていくかということです。警察の捜査を阻害しないように、ただど一方においてとりあえずの被害の拡大防止というのは行政のエリアでないと図れませんので、そこら辺の調和が重要な点です。今後もケースバイケースにはなりますが、5分、10分といった単位の間の中ですごいセンスをもって判断することが求められるというのが実感です。

【丸山部会長】 (2)緊急時の情報の収集・発信というところを今回リニューアルしたというのは大変大事なところだと思います。特に、発信をどうしていくかというのが都民にとっては一番大事なところですね。それをどう具体的に構築しておくかということが非常に大事なところだと思います。

【中村食品監視課長】 情報発信については、重要な事件であればあるほどマネジ

メントと評価の情報を一体化して発信する必要があります。例えば、厚生労働大臣が食品安全委員会の評価を踏まえてマネジメント対策はこうだと言ってくれるのが一番効果的です。新型インフルエンザ対策で、食品安全委員会が豚肉は安全ですよという評価を出しました。これはすぐに出ましたし、非常に有意義でした。だけれども、もう一步踏み込むと、そうした評価が出ているにも係わらず、現場において、お店のPOP表示に「メキシコ産を使っていません」という表示が出ている。このことについてどう対応するのか、という部分は、もう食品安全委員会では答えてくれません。今回の場合は、農林水産省がそうした表現を排除するようにという指導を出しました。このように、評価と現場でのマネジメントがセットになって提供されるといいのです。地方自治体はマネジメントを担うところですので、マネジメントの部分をどういうふうに伝えるかということがポイントになります。都単独で全ての知見が出せるような問題はあまり大きな話題にならない問題であって、全国を巻き込んだ問題だとしたら、そのような部分の迅速な対応を国にも訴えたいと考えています。

【丸山部会長】 他に御意見はございますか。奥村委員、どうぞ。

【奥村委員】 緊急時の対応も、事業者においても色々な経験を踏まえて膨大な時間とコストをかけて様々に取り組んでいます。プラン4は、プラン名は緊急時における危機管理体制の整備でいいと思うのですが、施策の方向性としては未然防止・拡大防止に力点を置いた施策の充実とあります。プラン4については特に、何か起きた時の対応だけを示しているかのように受けてしまいますので、プラン4から7については、平時から確認体制を整えるなどの未然防止としての対応と、何か起きた時の拡大防止の対応とをきちんと分けて書いた方がいいのではないかと思います。

どちらかというところ、このプラン4自体は、フードディフェンスといいますか、何か起きた時のための対応であって、平常時の取組というのは、施策の方向性1で示している、きちんと工程管理をするという部分が該当するのだと思います。プラン4での未然防止となると、何かが起こる可能性があるのであれば、それを想定した時に何が必要なのか、というディフェンス的なことを未然防御として盛り込むということになるかと思います。起きた時にどのような体制でどう対応するかという拡大防止に該当する部分もおそらく一緒になるのかとは思いますが。

ただ、読んだ時の捉え方として、この4つのプランには、未然防止としてはこの取組、起きたときの拡大防止としてはこの取組という形で分けて言葉にした方がいいのではないのでしょうか。

【丸山部会長】 私が最初に皆さんにお願いしましたように、今日はプラン策定の考え方について御意見をいただきたいと思っています。今、奥村委員から御指摘いただいたように、そうした考え方をどんどん御提案いただきたいと思っています。小島委員、どうぞ。

【小島委員】 1つ教えてほしいのですが、国や警察との連携とありますが、どのように連携するかという具体的なことは、危機対策の部署でマニュアルのようなものがあるのですか。

【中村食品監視課長】 まず1つ、一番明確なのは、偽装表示などのJAS法関係です。国の機関である農政事務所、警視庁、特別区、そして東京都での連絡会議が定期的に

行われております。食中毒か故意の事件なのかという場合には、明確なマニュアルはないのですが、これまでの事件の経緯を受けて国に一元的に上げるようにしております。国では、直ちに警察庁と情報連絡できるようになっております。例えば、中国産冷凍餃子の事件の場合でも、都が国に18時半に情報提供をして、10分以内に厚生労働省から警察庁に情報提供されております。東京都内だけで起きるとは限りませんので、広域事件を想定しないといけません。国のレベルでの体制が構築されつつあるということです。

【佐藤食品安全担当係長】 また、食中毒につきましては、首都圏の食品衛生部局が会議体を設けております。そのなかで、情報交換をしたり、あるいは食中毒が発生したときのプレス資料を近隣の関係自治体に情報提供したり、といった取り決めをしており、連携を図っております。

【小島委員】 分かりました。というのは、餃子のような例だったらいいのですが、例えば天然痘の菌は20年前に世界から消えましたけれども、アメリカとソ連は研究用には持っていなければいけないということで結局残っています。研究所から盗まれたというような情報も時々出ますよね。そうすると、例えば、天然痘の菌を食品に入れてばら撒いたというようなことが起きた場合、今の様な感じでは多分対応が難しいですよね。本当のバイオテロ的なものが起きた場合、アメリカだと天然痘のワクチンを何千万人分すぐ用意しています。現実には天然痘の患者はいないけれども用意しているのですね。そこまで考えてやるかどうかということです。ここではそこまで想定していないようですが、そこまで想定したもので作るのでしょうか。

【梶原健康安全部長】 バイオテロの場面になると、都庁レベルですと総合防災部という組織があります。去年、一昨年も炭疽菌が撒かれたという想定で図上訓練などを実施しています。今のお話の天然痘などになりますと、それは食品というカテゴリーのルートではなくて、むしろテロというルートで、知事なり危機管理監をヘッドとした全庁の体制、それから国と自衛隊も含めた関係、そちらのルートで上がることになっています。

【丸山部会長】 ちなみに申し上げますと、私は少し前まで食品安全委員会で緊急時対応の検討をしていました。今、部長がおっしゃったように、食べ物以外のところで起きたものは、テロという枠組に入ります。それから、食品で起きた時、大規模食中毒の時にはどうするかというマニュアルもかなりしっかりできています。食品安全委員会ではそのための訓練を重ねており、先ほど課長がおっしゃったように、都から上がった情報を国に上げて、どのように全国的に対応していくかというのは国レベルで体制ができておりますので、御参考までに申し上げます。プラン4から7までのところで、他に何かございましょうか。林委員、どうぞ。

【林委員】 プラン5の調査、評価のところですが、(2)に有害化学物質汚染調査を実施すると、特出しで出ています。次期の戦略的プランでは、どのようなものを重点的に調べていく、あるいは評価していくのかということのを少し列挙した方がいいのかなと思います。

それから、消費生活条例に基づく調査というのは、申し出に係る調査のみでしょうか。あるいは、以前は様々な文献調査をやっていましたが、そうしたものも含むので

しょうか。そうした調査を含む場合、食品安全情報評価委員会の評価と、機能分担、役割分担する必要があると思いますが、その辺りはいかがでしょうか。

【丸山部会長】 プラン5(2)と(4)のところで、(2)では具体的に何か物質名を挙げる必要があるのかということですが、事務局何かありますか。

【中村食品監視課長】 これまで、例えば東京湾の魚については、ダイオキシン類や重金属などの調査を行っており、継続したいと考えております。ただ、これは非常にルーチンという性格が強いものですので、敢えて具体的に挙げるべきなのかという点があります。また、少し前の例ですが、ベビーフードで環境ホルモンであるとか、微量物質が話題になった際には、緊急的に検査して公表をしました。そうした対応はこれまでもよく実施しております。今予測はできないのですが、その時々で必要なものが生じれば緊急対応をするということも、このプランの考えには含まれております。基本的には、東京湾の魚の微量物質のように、これまであるものであっても微量での影響についての新たな評価が出れば当然反響が大きくなりますので、そういうものに備えていきたいということでございます。

【丸山部会長】 林委員、よろしいですか。

【林委員】 結構です。

【樋渡生活文化スポーツ局企画調整課長】 消費生活部から、消費生活条例の調査について申し上げます。

【丹野生活文化スポーツ局安全担当係長】 申し出以外には、条例第9条に安全性に関する調査という条文がございます。これは調査が必要ではないかと都で探知したものについて、様々な調査を行っているものです。また、商品テストというものもあります。実際に物を買ってきてまして、それらを試験や分析するというものです。実際のところ、食品そのものの調査を実施するという事は少ないのですが、調理器具や容器包装に係わる調査も時々実施しておりますので、そういったものもこのプランには含まれています。申し出に係る調査だけではありません。

【丸山部会長】 奥村委員、どうぞ。

【奥村委員】 このプランで意図しているのは、自然界に由来する汚染物質が、我々が食べる食品にどれくらい入っているかを定期的に継続して調査するという、モニタリング検査の意味合いなのだと思います。何かあってからではなくて、今のうちからきちんと継続して実施していかないといけない。当然、それ以外のものも含まれるとは思いますが、どちらかというところそういうイメージが強いのかなと思います。もしその物質がある程度の量あるのであれば対策を打っていく、という意味で言えば未然防止になります。検査結果を見たらこんなに入っている、これは大変だ、という方向にならないように、うまくプランの内容を書いてほしいと思います。

【丸山部会長】 こういう調査は東京都が全てやるのでしょうか。全国的にもこういう関心はあるでしょうし、国レベルでも実施している。連携についてはここではどう考えているのですか。

【中村食品監視課長】 よく御指摘を受けるのですが、結論を言いますと、このような調査ができるのは国か東京都だけだと思います。都がやめるとなれば、国が実施するという事になります。ただ、東京湾に限定した魚で言えば、都が昭和40年から

これまで実施してきています。変動はそんなに大きくないので、毎年実施する必要があるかどうかは別ですが、例え2年に1回の頻度に落としたとしても、今後もデータを持っておく必要があると考えております。プラン1のドリン系の問題に戻りますけれども、改めてこういうデータを見るたびに本当に減少しないのだなと思います。やはり、そういうデータを持っておく必要があって、変化がなければその結果を客観的にお伝えする、もし何らかの変動があれば、新たな要因が加わったということですから何らかの対応を検討する。都としては、そうしたモニタリングをする価値があるのではないかと考えております。都がやめてしまうと国が実施することになりますが、全国が対象となると、国が東京湾を丁寧に実施してくれるかどうか、その保証はありません。ですので、都で実施する必要があると考えております。

【丸山部会長】 ありがとうございます。プラン5のところを随分御意見いただいたのですが、プラン6、7はいかがでしょうか。

リニューアルしたプラン7(5)は、先ほど御説明がありましたように、去年、厚生労働省が輸入事業者の自主的な管理について出されたことを受けて、特にこのところを都として推進していこうということでございますね。奥村委員、いかがですか。

【奥村委員】 おそらく、原料を輸入して製造や加工をしている事業者は、色々なところで一所懸命勉強して、仕入れ原料についてきちんと管理していると思うのですが、輸入だけしている事業者は、法律や衛生管理についてあまりよく知らないところが多いように思います。自主管理のガイドラインにどれくらい取り組んでいるかを輸入業者に確認するというのであれば、単なる輸入業者について重点的に実施する必要があるのだと思います。原料として輸入したものを使っているところというのは、今は非常に神経を使っています。当然、そうしたところも同じようにどういうことをやっているかの確認は必要ですが、輸入のみ行っている事業者に取り組みれば、消費者に渡る輸入食品の安全を確保するための未然防止に大分役に立つかなと思います。

【中村食品監視課長】 (5)の事業ですが、専門監視班が800くらいある事業者について行います。事前にチェックをいたしまして、事業者をある程度ランク分けした上で、御指摘がありましたように、ランクに応じて違う対応が必要なのではないかと考えております。そのグループ分けに応じた指導、あるいは自主管理の推進を図りたいと考えております。今の御指摘のとおり、そうした輸入のみを行っている事業者を一番にターゲットにする必要があるかもしれません。今後検討して進めたいと思います。

【奥村委員】 そうした印象があります。

【中村食品監視課長】 そうした事業者では、取り扱う食品が少量で多品種であると思います。量からいいますと、大口を押さえるということも一方においては必要です。色々な側面があるかと思いますが、いずれにしても、事業者を分類しながら一番適切な方法を用いたいと思います。

【奥澤食品医薬品安全担当部長】 基本的に、ここで言っている専門監視班が対象としています輸入事業者は、今御指摘のありました、輸入を専門にやっている事業者です。通常では許可も要らない事業者で、おそらく検疫の際に国との関わりはありますが、自治体でこの部分に踏み込んでいるのは、東京都のかなり特徴的な事業だと思います。東京都の場合には、そうした事業者を対象とした専門班を特に置いていま



す。そういうイメージで御理解いただければと思います。

【丸山部会長】 ありがとうございます。それでは先へ進ませていただきます。施策の方向性3にはプランが3つありますが、御意見をいただきたいと思います。廣瀬委員、どうぞ。

【廣瀬委員】 プラン8の食物アレルギーに関する部分について、確認しているわけではありませんが、包装された加工食品のようなものは、かなりアレルギー表示も進んでいるだろうと思います。今、問題になってくるとすると、特に飲食店だとか、その場で調理してその場で食べさせるタイプの店でアレルギー表示がどう進んでいるのかというのがとても大事なところなのかなと思います。店頭表示がなされているところもかなりありますが、全く手付かずのところは圧倒的に多いだろうと思うのです。そういったところへアレルギー表示を促進するという考え方がこのプランにあってもいいのではないかと思います。

【丸山部会長】 アレルギー表示について御意見をいただきましたが、関連して何か御意見はございませうか。林委員、どうぞ。

【林委員】 今の御意見に賛成します。アレルギーだけではなくて、外食の表示については、農林水産省がガイドラインを作っていると思うのですが、ほとんど進んでいないですね。それを進めるような、何らかの政策的な手段が必要なのかなと思います。牛肉のトレーサビリティ法も、実際にお店に行くとあまり表示されていないですね。是非とも外食における表示を普及させることに力点を置いていただきたいと思います。

【丸山部会長】 関連して御意見はございませうか。奥村委員、どうぞ。

【奥村委員】 アレルギーの表示は、アレルギーを持った方にとって必要な表示ということで、我々事業者もものすごく神経を使って取り組んでいます。ただ、このプランは都民に向けた情報提供とあります。ここにも少し書いてありますが、実際には、消費者の方にもアレルギーの知識を持ってもらわないと、我々がどれだけ一所懸命表示しても、事件・事故は起きています。例えば、ケーキに使うチョコがありますよね。チョコはべとべとしたものですから、ミルクが入っていないブラックタイプのものを製造する際には共洗いということをするのですが、想像する以上のかなりの量でコンタミネーションが起こります。清掃はしても除去できないため、法律上の表示として当然のことながらコンタミネーションの表示をしているのですが、やっぱり実際にアレルギーの発症例が起きてしまうのです。このプランで言っている情報提供の部分について、事業者と共に消費者の方にもきちんと正しい理解をしてほしいと思います。

検査については、私どもでもプライベートブランドの商品について繰り返しアレルギー物質の検査を実施しています。同じ商品でも、継続的に検査をしていると、まれにアレルギー物質が検出されることがあります。そうすると、危害があるということで社告をして回収します。それぐらい神経を使っている部分です。アレルギーを持った方を含めて一般の消費者に対してきちんと正しい知識を持っていただくという形でプランの内容を書いてほしいと思います。

【丸山部会長】 ここには正しい知識の普及啓発という表現をしてありますが、奥村委員がおっしゃるのは、もう少し消費者が混乱しないような表現に工夫していただ

きたいという御意見でございます。

【佐藤食品安全担当係長】 申し訳ありませんが、説明が足りない部分がありました。(3)食品の製造段階でのモデル事業では、ファミリーレストランのセントラルキッチンも対象に含めて実施する予定です。また、知識の普及に関して、今回の戦略的プランには新規の事業のみを挙げておりますが、食物アレルギーに関するガイドブックなどを既に作成してありまして普及啓発を行っております。次期の戦略的プラン案には人材の育成という形で書かせていただきましたが、表現の仕方についてはこれから工夫したいと思えます。

【丸山部会長】 他に御意見はございましょうか。関澤委員、どうぞ。

【関澤委員】 新規にアレルギー対策が入ってきた理由として、どこかにアレルギーが増えているというような文言があったように思います。それは、モニタリングなどの検査が充実したからそういう結果に見えているのか、あるいは何か理由があって実際に増えているのでしょうか。もし明らかになっているのならば、そのところをもう少し明確に記載して、こういうことが実際にあるので新たに項目として加えた、というように、特にターゲットを当てたような施策の書き方をしてもいいのではないかと思います。

【丸山部会長】 最初の御説明の時にアレルギーの問題が増えているとおっしゃったんですね。

【中村食品監視課長】 環境保健課の事業で、喘息なども含めて、アレルギーの有症率を都内の3歳児を対象にして調査しております。その比率が増えているという結果が出ております。評価は分かれるかと思いますが、実際に鼻水、花粉症なども多いですので少なくはないとは言えるかと思えます。そこで表現しているアレルギーは、全てが食物アレルギーではないのですけれども、そうした結果を受けて、一つの大きな部分を占めるものとして、食品分野においても食物アレルギーを重点に置いております。それは、中間のまとめの中でも丁寧に言及したいと思っております。

【梶原健康安全部長】 3歳児調査の結果に加えて、誤って食べた場合にはアナフィラキシーショックによって生命に大きな影響を与えますので、色々な対策をとってきています。そうした考えも含めてこの中に書かせていただきました。

【奥村委員】 事業者も、アレルギーは重大な問題だという意味では同じように見えています。逆に、食物アレルギーの人はほとんどいないと思っているような事業者がいたら、そこはきちんと対応しないとそうした事故が間違いなく増えていくと思えます。僕らは、お店にいる子供の10人に1人は食物アレルギーがあると考えて対応しています。100人いたら10人が、誤って食べると死に至る可能性があると考えます。アレルギーについてはそのくらいでもいいのではないのでしょうか。

【丸山部会長】 他にございましょうか。プラン9、10でも結構です。小島委員。

【小島委員】 プラン10 対象別の情報提供の充実に関してです。最近の体験なのですが、食育の一環として食の安全セミナーというのを東京のある市がやっていました。食の安全をうたっていたのですが、そこに来ていた講師が、添加物はめちゃくちゃ危ないよという考えの方だったのです。もう1人科学者を呼んできてのセミナーならばまだ分かります。それが本当の食の安全セミナーなのですか、と担当者に聞いたとこ

る、どういう人がよく知らないと言うのですね。そういうことがありますので、例えば学校の食育との連携をうまくとりながら進めることが重要かなと思います。遺伝子組換え食品についてアンケートをとったことがあります、一番危険だと思っているのが学校の栄養士と理科の先生だったという結果もありました。その原因はマスコミだと言われてしまったのですけれども、そうしたことから考えると、学校の先生というのは意外とマスコミからの情報をそのまま子供に伝えているだけだと感じます。そう言われると責任を感じるのですが、学校との連携が非常に重要かなと思います。

【中村食品監視課長】 学校との連携は、一番難しいからできていないのだと思うのです。

【小島委員】 やっぱ難しいのですね。

【中村食品監視課長】 文部科学省という存在が大きいです。学校給食に向けた通知の中にも添加物が危ないと書いてあるものがあります。東京都が教育庁と話して全国に影響すればいいのですが、自治体レベルでは引っくり返せません。厚生労働省や食品安全委員会などの国レベルでも、文部科学省にはあまりアクションを起こさないくらい難しいのかなと思います。問題であるとは考えています。

【小島委員】 セミナーを開く時に、例えば学校の栄養士や給食関係者を対象にしたセミナーを開くということも難しいのですか。

【中村食品監視課長】 実際、学校の栄養士や給食関係者の方を対象に食中毒予防などの講習会は実施しています。そうした食品衛生の講習会にはたくさん御参加いただいています、食育というカテゴリーになると違う意見をお持ちかもしれません。

【廣瀬委員】 今、通知の話が出ましたが、ある大学の先生が集めた高校の家庭科の教科書には、添加物を減らす方法などが大々的に載っているといいます。それが1種類ではなく、複数の家庭科の教科書に載っているというのは、やはり今のような考え方がベースにあっての話だと思います。そうすると、そこをひっくり返すのは非常に難しいのだろうなと思います。逆に、高校生がその教科書で勉強している、そういう教育がずっとなされているのなら、先ほど小島委員がお話していた食育セミナーの話は確かにすんなり受けとめられると感じますね。正しい情報というのは立場によって変わったりして非常に難しい問題なのだと思います。

【中村食品監視課長】 情報発信の内容があまりにひどい場合には、もちろん是正を求めるなどの対応をしています。しかし、言論の自由と共に、教育の中立性というのでしょうか、そういう前提条件があるエリアについては、働きかけは難しいと感じています。できるだけ、国や食品安全委員会など、色々なところと協力して正しい情報をお伝えしていくことは義務だと考えています。そのような取組をこの中でしたいと思います。

【丸山部会長】 どうぞ。

【関澤委員】 小島委員と廣瀬委員から家庭科の教科書についてお話が出たのですが、今、国の食品安全委員会のリスクコミュニケーション調査会でも、食育をリスクコミュニケーションの1つのターゲットに挙げております。これまで食品安全委員会では、副読本の調査をして問題のある記述がたくさんあっても、文部科学省との関係でなかなか言えてこなかったのですが、食育基本法ができてから、食品安全に関して

は食品安全委員会が働きかけることができるようになりました。リスクコミュニケーションのレベルからですけれども、きちんとしたものをまとめていこうと考えています。個人的な話で恐縮ですけれども、私個人としても栄養士さん向けに科学的に正しい情報の本を出そうと計画しております。

【丸山部会長】 文部科学省が今年4月から給食法の改正をしています。その中で、衛生管理の部分は厚生労働省から出された大量調理マニュアルというものをベースにしようとなっています。少しずつ、そうした省庁の壁というものは取り払われつつあります。ただ、廣瀬委員がおっしゃったように、教科書は大変大きな問題で、そのところまではなかなか進んでいないというのが現状です。周りから正しい情報を少しずつ入れながら、小島委員のお力が大変大きくなると思うのですが、マスコミからもそうしたところを切り込んでいき、正しい情報を皆さんに分かっていただくために、色々な立場から努力していかなければいけない問題だと思います。少しずつ、変わっていきつつあることは確かなのですね。

他にございましょうか。これまで3つに分けて御意見をお願いしましたが、今まで言い忘れたとか、あるいは全体的に何かお気づきのところがありましたら、自由に御意見いただきたいと思います。いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

そうしますと、ただいま皆様から挙げられた意見を踏まえて、事務局に検討していただきたいと思います。たくさんの御意見をいただいて、また整理が大変かと思えますけれども、よろしくお願ひしたいと思ひます。

これからのスケジュールについて、事務局から説明をお願いいたします。

【中村食品監視課長】 それでは、御面倒ですが先ほど少し説明いたしました資料4を御覧ください。本日、第3の戦略的プランにつきまして様々御検討いただき、また御意見をいただきました。事務局といたしましては、本日の御意見を踏まえまして、中間のまとめの策定に向けてもう少し詳しく記載して、また御意見をいただきたいと思ひます。先ほど御意見いただきました各プランの背景、例えばアレルギーをなぜ入れたのかという説明なども記載いたしましたものを次回以降、また御意見いただければと思ひております。よろしくお願ひいたします。

【丸山部会長】 それでは、以上で本日予定されております議事は全て終了いたしました。委員の皆様には長時間にわたり御審議いただきまして、ありがとうございます。進行を事務局にお返ししたいと思います。

【中村食品監視課長】 丸山部会長、進行ありがとうございます。委員の皆様、長時間にわたりましてありがとうございます。次回の日程でございますけれども、7月13日月曜日の午前10時から第4回検討部会を予定してございます。よろしく御配慮お願ひしたいと思います。

それでは、本日はこれにて終わりたいと思ひます。ありがとうございます。

午後4時12分閉会